



地方厚生(支)局医療課長 都道府県民生主管部(局) 国民健康保険主管課(部)長 都道府県後期高齢者医療主管部(局) 後期高齢者医療主管課(部)長

厚生労働省保険局医療課長 (公印省略)

厚生労働省保険局歯科医療管理官 (公印省略)

検査料の点数の取扱いについて

標記について、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」 (令和6年3月5日付け保医発0305第4号)を下記のとおり改正し、令和6年10月1日から適用するので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いいたします。

記

- 1 別添1の第2章第3部第1節第1款D008(28)を次のとおり改める。
 - (28) 「52」の抗ミュラー管ホルモン (AMH) は、不妊症の患者に対して、卵巣の機能の評価及び治療方針の決定を目的として、血清又は血漿を検体としてEIA 法、CLEIA法、ECLIA法又はCLIA法により測定した場合に、6月に1回に限り算定できる。
- 2 別添1の第2章第3部第1節第1款D013(9)の次に次を加える。
 - (10) HCV抗体・HCVコア蛋白同時検出定性は、ECLIA法により測定した場合に、区分番号「D013」肝炎ウイルス関連検査の「5」HCV抗体定性・定量の所定点数を準用して算定する。

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(令和6年3月5日保医発0305第4号)の一部改正について

(傍線の部分は改正部分)

	(丙椒~7时为745块工品为7
改 正 後	改正前
別添1 医科診療報酬点数表に関する事項	別添1 医科診療報酬点数表に関する事項
第1章 (略) 第2章 特掲診療料	第1章 (略) 第2章 特掲診療料
第1部~第2部 (略) 第3部 検査	第1部~第2部 (略) 第3部 検査
1~18 (略) 第1節 検体検査料	1~18 (略) 第1節 検体検査料
第1款 検体検査実施料 時間外緊急院内検査加算~D007 (略)	第1款 検体検査実施料 時間外緊急院内検査加算~D007 (略)
D008 内分泌学的検査 (1)~(27) (略)	D008 内分泌学的検査 (1)~(27) (略)
(28) 「52」の抗ミュラー管ホルモン (AMH) は、不妊症の患者 に対して、卵巣の機能の評価及び治療方針の決定を目的として	
、血清又は血漿を検体としてEIA法、CLEIA法、ECL IA法又はCLIA法により測定した場合に、6月に1回に限	
り算定できる。 (29) (略)	る。 (29) (略)
D 0 0 9 ~ D 0 1 2 (略) D 0 1 3	D 0 0 9 ~ D 0 1 2 (略) D 0 1 3
$(1)\sim(9)$ (略)	$(1)\sim(9)$ (略)

(10) HCV抗体・HCVコア蛋白同時検出定性は、ECLIA 法により測定した場合に、区分番号「D013」肝炎ウイル ス関連検査の「5」HCV抗体定性・定量の所定点数を準用 して算定する。

D014~D025 (略)

第2款 (略)

第3節~第4節 (略)

第4部~第14部 (略)

第3章 (略)

(新設)

 $D014 \sim D025$ (略)

第2款 (略)

第3節~第4節 (略)

第4部~第14部 (略)

第3章 (略)